

南小国町社会福祉協議会 ICT（Information and Communication Technology（情報通信技術））
を活用した情報ネットワークサービスに関する運用ガイドライン

1 目的

このガイドラインは、南小国町社会福祉協議会（以下「本会」という。）がオンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）及びその他関連サービス（以下「ネットワークサービス」という。）を利用する場合において、以下のとおり共通のルールを定め、一定の業務品質を確保することを目的とする。

2 対象及び利用目的

本会が利用するネットワークサービスは、次のとおりとする。

	名 称	利用目的
1	南小国町社会福祉協議会ホームページ	本会の運営・活動に関する情報の提供
2	ズームビデオコミュニケーションズ「Zoom」	オンライン会議・研修
3	LINE	地域福祉活動等の情報の提供 自立相談支援等による相談支援業務
4	グーグル「Google Workspace」	インターネット申込受付、名簿作成、 アンケート作成・集計など

3 利用者

原則として本会職員とする。

4 運用管理体制

- （1）本会におけるネットワークサービスの不正使用の監視・管理に必要な ID・パスワード等の管理責任者は、事務局長とする。
- （2）本会におけるネットワークサービスを利用した会議・研修の運用管理責任者は事務局・各事業所の管理者以上の職員とし、利用及びアカウント管理を統括する。
- （3）事務局に広報担当者を 1 名以上配置し、ネットワークサービスの利用目的を達成するように努め、アカウント管理及び各事業所へのネットワークサービス利用方法等に関する助言・指導を行う。

5 留意事項

- （1）原則として本会が所有する端末（PC、タブレット、スマートフォン等）以外で利用しないこと。
- （2）業務に関係すること以外に利用しないこと。
- （3）講師等が作成した資料や映像等を保存・録画し、二次使用をする場合には、事前に著作権・肖像権の許諾を得ること。

- (4) 個人や他団体等を誹謗中傷する内容は発信・掲載しないこと。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、本会個人情報保護規程に基づくこと。
- (6) このガイドラインに定めるもののほか、ネットワークサービスの適正な運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

6 トラブルへの対応

不正アクセス等による被害や、その他トラブルや問題が発生した場合には、速やかに運用管理責任者に報告すること。

附則

このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。